

雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業

契約書（案）

令和6年 月 日

神戸市

【事業者名】

- 1 事業名 雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業
- 2 履行場所 神戸市中央区雲井通5丁目地内
- 3 履行期間 実施設計期間 令和7年3月1日から令和7年7月31日まで
工事期間 令和8年9月1日から令和9年10月31日まで
- 4 契約金額 総支払額 金【 】円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金【 】円)
ただし、この契約の定めるところに従って金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 第38条に記載のとおり

雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業（以下「本事業」という。）について、甲と乙とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が1通、乙が1通を保有する。

なお、この契約は、次の特記条項を付した仮契約であり、神戸市会の議決があったときにはじめてこの契約として成立するものとする。

(特記条項)

- 1 この契約は、仮契約であり、この契約の締結について神戸市会において議決された場合にはじめてこの契約として成立するものとする。
- 2 この契約の締結について神戸市会において否決された場合には、この契約は成立せず、この場合、甲は乙に対して一切の損害賠償の責を負わないものとする。

令和6年【 】月【 】日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久 元 喜 造

乙 【 】
【 】
代表取締役 【 】

神戸市会の議決があったことを了知し、この契約が成立したことを確認した。

令和7年【 】月【 】日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久 元 喜 造

乙 【 】
【 】
代表取締役 【 】

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的等）	1
第2条（契約の構成及び適用関係）	1
第3条（本事業遂行の指針）	1
第4条（事業実施場所）	2
第5条（甲の担当者）	2
第6条（乙が第三者に与えた損害）	3
第2章 設計業務	3
第1節 設計業務	3
第7条（設計）	3
第8条（管理技術者（設計））	3
第9条（進捗状況の報告）	4
第10条（設計業務に関する第三者の使用）	4
第11条（設計業務に関する第三者の使用責任）	4
第12条（管理技術者等に関する措置請求）	4
第13条（設計の完了）	5
第14条（甲の請求による設計の変更）	5
第15条（乙の請求による設計の変更）	6
第3章 建設業務及び工事監理業務	6
第1節 総則	6
第16条（建設業務に関する基本方針）	6
第17条（工事期間等）	6
第18条（施工）	7
第19条（施工に関する許認可及び届出等）	7
第20条（現場代理人及び監理技術者等）	7
第21条（工事監理）	8
第22条（再開発ビル内の施設等の使用）	8
第23条（施工及び工事監理に関する第三者の使用）	9
第24条（施工及び工事監理責任）	9
第25条（現場代理人等に対する措置要求）	9
第26条（施工に伴う対策等）	10
第2節 甲による確認	10

第27条（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）	10
第28条（中間確認）	11
第3節 完成検査	11
第29条（完成検査及び成果品の提出）	11
第30条（部分使用）	11
第4節 工事期間の変更等	12
第31条（工事期間の変更）	12
第32条（工事期間の延長変更による費用等の負担）	12
第33条（履行遅延による費用等の負担及び違約金）	13
第34条（工事の一時中止）	13
第35条（不可抗力による損害）	13
第36条（契約不適合責任）	14
第37条（契約不適合責任期間等）	15
第4章 契約保証金等	16
第38条（契約保証金等）	16
第5章 委託料の支払	17
第39条（委託料の金額）	17
第40条（賃金又は物価の変動に基づく建設業務費の変更）	17
第41条（設計業務費の支払）	18
第42条（建設業務費及び工事監理業務費の支払）	18
第43条（前金払）	18
第44条（保証契約の変更）	19
第45条（前払金の使用等）	19
第46条（保証契約の解除）	20
第47条（部分払）	20
第48条（部分引渡し）	21
第49条（債務負担行為に係る契約の特則）	21
第50条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）	22
第51条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	22
第6章 契約の解除（不可抗力等によるものを除く）と不正行為に対する措置	23
第52条（甲による契約解除）	23
第53条（談合その他の不正行為に対する措置）	25
第54条（暴力団等の排除に関する措置）	26
第55条（適正な賃金の支払に関する措置）	27

第56条（乙の社会保険加入義務）	28
第57条（下請負人の社会保険加入義務）	29
第58条（乙による契約解除）	30
第59条（任意解除権の留保）	31
第60条（解除に伴う措置）	31
第7章 不可抗力等による契約内容の変更・解除	32
第61条（不可抗力等による契約内容の変更等）	32
第62条（不可抗力等による追加費用の負担）	32
第63条（事由の複合による追加費用又は損害の負担）	33
第64条（不可抗力等に基づく解除）	33
第8章 その他	34
第65条（協議等）	34
第66条（公租公課の負担）	34
第67条（契約上の地位等の譲渡）	34
第68条（秘密保持）	34
第69条（著作権等）	35
第70条（意匠の実施の承諾等）	36
第71条（特許権等）	36
第72条（付保すべき保険等）	37
第73条（遅延損害金）	37
第74条（損害賠償請求）	37
第9章 雑則	38
第75条（請求、通知等の様式等）	38
第76条（準拠法）	38
第77条（管轄裁判所）	38
第78条（定めのない事項等）	39
別紙1 定義集	40

第1章 総則

(目的等)

- 第1条 この契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 この契約において使用する用語は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。

(契約の構成及び適用関係)

- 第2条 この契約は、本事業関連書類と一体の契約であり、本事業関連書類はいずれもこの契約の一部を構成する。また、この契約の規定に基づき、別途甲と乙との間で締結される契約は、いずれもこの契約の一部を構成する。
- 2 この契約と本事業関連書類との間に内容の相違がある場合は、この契約の定めを排除する旨の記載がある場合を除き、この契約の内容が優先される。
- 3 この契約に記載のない事項について本事業関連書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。
- (1) 質疑回答書
 - (2) 入札説明書等（要求水準書を除く）
 - (3) 要求水準書
 - (4) 技術提案書

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(4)の技術提案書間における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。また、技術提案書の水準が上記(1)、(2)、(3)に記載の水準を上回る部分については、その限りにおいて技術提案書の記載が優先する。

(本事業遂行の指針)

- 第3条 乙は、本事業の遂行に当たっては、甲の要望事項を可能な限り尊重するものとする。
- 2 この契約上の乙の義務の履行に関連する一切の費用は、全て乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、この契約に別段の規定がある場合を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。
- 3 乙は、甲が本事業に関し、起債、補助金若しくは交付金を申請する場合又は許認可の取得若しくは届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力

及び書類作成業務その他甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、協力するものとする。

(事業実施場所)

第4条 本事業は、以下の場所において実施する。

神戸市中央区雲井通5丁目地内

(甲の担当者)

第5条 甲は、総括監督員及び監督員（以下「監督員等」という。）を置き、この契約の他の条項に定めるもののほか、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員等を変更した時も同様とする。

2 監督員等は、次に掲げる権限を有するものとする。

(1) 設計業務における権限

- ア 甲の意図する実施設計図書を完成させるための乙又は乙の管理技術者（設計）に対する業務に関する指示
- イ この契約又は本事業関連書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質疑に対する承諾又は回答
- ウ 契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者（設計）との協議
- エ 設計業務の進捗の確認、要求水準書と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(2) 建設業務における権限

- ア 契約の履行に関する乙に対する指示、承諾又は協議
- イ 建設業務の遂行のために乙が作成した詳細図等の承諾（乙の工事監理者が行うものを除く）
- ウ 建設業務の工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(3) 工事監理業務における権限

- ア 甲の意図する工事監理業務を完了させるための乙又は乙の工事監理者に対する業務に関する指示
- イ この契約又は本事業関連書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質疑に対する承諾又は回答
- ウ 契約の履行に関する乙又は乙の工事監理者との協議
- エ 工事監理業務の進捗の確認、本事業関連書類及び実施設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 甲は、2名以上の監督員等を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員等の有する権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 前項の規定に基づく監督員等の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、回答及び解除については、監督員等を経由して行うものとする。この場合においては、監督員等に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(乙が第三者に与えた損害)

第6条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、この契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に乙に通知するものとし、甲が第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

第2章 設計業務

第1節 設計業務

(設計)

第7条 乙は、法令等を遵守のうえ、この契約及び本事業関連書類に基づき、甲との十分な協議をし、設計業務を行うものとする。

- 2 乙は、設計業務に着手する前に、設計業務計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 3 乙は、以下の実施設計期間内に設計業務を完了するものとし、実施設計期間の末日までに、実施設計図書を甲に提出しなければならない

実施設計期間 令和7年3月1日から令和7年7月31日まで

(管理技術者(設計))

第8条 乙は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者(設計)を定め、甲に対し、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。管理技術者(設計)を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者（設計）は、設計業務の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務に関し乙の一切の権限を行使することができる。ただし、乙が管理技術者（設計）に委任する権限を制限する場合は、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（進捗状況の報告）

第9条 乙は、甲に対し、設計業務の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、甲は、設計業務の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 甲は、前2項の報告を理由として、設計業務及び建設業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（設計業務に関する第三者の使用）

第10条 乙は、設計業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、設計業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 乙が設計業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、乙は、その者の商号又は名称その他必要な事項を事前に甲に届け出させ、甲の事前の承諾を得させなければならない。なお、乙が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも、乙は、甲の事前の承諾を得させなければならない。

（設計業務に関する第三者の使用責任）

第11条 乙は、設計業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。

- 2 前条の設計業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、設計業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

（管理技術者等に関する措置請求）

第12条 甲は、管理技術者（設計）、乙の使用人、又は第10条第2項の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

し、その結果について、請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

(設計の完了)

第13条 乙は、設計業務が完了した場合には、甲に対し実施設計図書を提出する。

2 甲は、実施設計図書が本事業関連書類に適合していることを確認するための検査を行い、実施設計図書と本事業関連書類との間に客観的な不適合があることが判明したときは、速やかに当該不適合を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。

3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不適合を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。

4 全ての実施設計図書が第2項の検査に合格することをもって、実施設計図書の引き渡しは完了するものとする。

5 甲は、第1項に規定する実施設計図書を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、設計業務及び建設業務の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

6 第4項の引き渡し後に実施設計図書と本事業関連書類との間に客観的な不適合があることが発見された場合には、第36条及び第37条を準用する。この場合、第37条第1項の契約不適合責任期間は、当該実施設計図書に係る施設の引き渡しを受けた日から2年以内とする。

(甲の請求による設計の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、実施設計図書の引き渡しの前後を問わず、乙に対して、要求水準書の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して、速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

2 甲が、要求水準書の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。

3 前2項の規定に従い乙が設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用

又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、この契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第5章の規定に基づいて支払われる委託料の支払額を増減する。

- 4 第1項又は第2項の設計変更に起因する工事期間の変更については、第32条第1項及び第33条第1項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

第15条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合に限り、設計変更を行うことができる。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が当該追加費用又は損害の全部ないし一部を負担することがあるものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 3 第1項の設計変更に起因する工事期間の変更については、第32条第2項、第33条第2項及び同第3項を準用する。

第3章 建設業務及び工事監理業務

第1節 総則

(建設業務に関する基本方針)

第16条 乙は、建設業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、A工事に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、工事期間中におけるA工事の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて再開発ビル施工者及びA工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、A工事に支障がないよう甲と十分協議の上、施工計画書を作成しなければならない。

(工事期間等)

第17条 乙は、工事期間開始の7日前までに、施工計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、以下の工事期間内に、工事を完成しなければならない。

工事期間 令和8年9月1日から令和9年10月31日まで

(施工)

第18条 乙は、法令等を遵守のうえ、要求水準書、実施設計図書、施工計画書に従い、かつ、適用基準等を遵守し、参考基準等を参照して、工事の施工を行わなければならない。

2 乙は、施工計画書に従って工事の施工し、工事完成期限までに、工事を完成させなければならない。

3 乙は、施工計画書及びその他要求水準書において工事の施工に当たり甲への提出が求められている書類を、要求水準書に定める提出期限又は甲乙協議のうえ甲が定める提出期限までに、甲に提出するものとする。

4 仮設、施工方法その他工事の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書、施工計画書において特に示されているものも含め、乙が自己の責任及び費用において定めるものとする。

5 乙は、工事期間中、事業実施場所に常に必要な書類を整備させなければならない。

6 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

(施工に関する許認可及び届出等)

第19条 乙は、工事の施工に関するこの契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。

2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。

3 乙が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成し、甲へ報告するものとする。

(現場代理人及び監理技術者等)

第20条 乙は、建設業法の規定により次の各号に掲げる者を定める必要がある場合は、次の各号に掲げる者を定めて事業実施場所に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) ア 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事の

場合には専任の技術者。以下同じ。)

イ 監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。)

ウ 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行において、建設業務に関し、事業実施場所に常駐し、その運営、取り締まりを行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領、第 25 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、建設業務に関する受注者の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 現場代理人、監理技術者等の途中交代はできない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

（工事監理）

第21条 乙は、法令等を遵守のうえ、要求水準書に従い、工事監理業務を行わなければならない。

2 乙は、工事の施工に着工する前に、管理技術者（工事監理）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。なお、管理技術者（工事監理）は、現場代理人を兼ねることはできない。

3 乙は、工事監理業務報告書を作成し、定期的に工事監理業務の状況を甲に報告するものとし、甲が要請したときは、随時報告を行うこととする。

4 乙は、工事監理業務報告書及びその他要求水準書において工事監理業務に当たり甲への提出が求められている書類を、要求水準書に定める提出期限又は甲乙協議のうえ甲が定める提出期限までに、甲に提出するものとする。

5 乙は、各施工段階における施工が完了するごとに、要求水準書に定める工事検査を行い、速やかに、甲に対して工事検査報告を行う。

（再開発ビル内の施設等の使用）

第22条 乙は、工事の施工を実施するにあたり、詰所・休憩所や資材置場等の場所、

再開発ビル内の施設、設備、電気・上下水道等の使用について、事前に甲と協議を行い、甲から使用の許可を受けなければならない。

- 2 乙は、前項による場所、施設、設備、電気・上下水道の使用につき、甲の指示する費用を負担する。
- 3 乙は、甲が使用を許可した場所、施設、設備、電気・上下水道を、善良なる管理者の注意義務をもって使用する。

(施工及び工事監理に関する第三者の使用)

第23条 乙は、建設業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、建設業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、乙は、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、工事監理業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 乙が建設業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、乙は、その者の商号又は名称その他必要な事項を事前に甲に届け出て、甲の事前の承諾を得なければならない。なお、乙が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも、乙は、甲の事前の承諾を得なければならない。
- 3 乙が工事監理業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、乙は、その者の商号又は名称その他必要な事項を事前に甲に届け出させて、甲の事前の承諾を得なければならない。なお、乙が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも、乙は、甲の事前の承諾を得なければならない。

(施工及び工事監理責任)

第24条 乙は、建設業務及び工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の建設業務及び工事監理業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、建設業務及び工事監理業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(現場代理人等に対する措置要求)

第25条 第20条の現場代理人、監理技術者等、第21条の管理技術者（工事監理）、その他乙の使用人、又は第23条の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(施工に伴う対策等)

第26条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他施工により周辺施設及び再開発ビル内の環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、原則、事前に内容を報告することとし、やむを得ない場合は事後に結果を報告する。
- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、施工計画書に規定する施工計画を変更することはできない。
- 5 近隣調整の結果、乙に生じた費用（工事期間が変更されたことによる費用増加も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、乙が、本事業関連書類を遵守し、かつ合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

第2節 甲による確認

(甲による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第27条 甲は、随時、工事が、本事業関連書類、実施設計図書に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、甲は、工事の施工の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

- 2 乙は、前項の場合、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとし、甲の確認につき最大限の協力を行う。
- 3 第1項に規定する説明又は確認の結果、施工状況が本事業関連書類又は実施設計図書に客観的に適合しないことが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、工事期間中に乙が行う検査について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 5 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、

工事の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第28条 甲は、工事が、本事業関連書類、及び実施設計図書に従い、施工されていることを確認するため、工事の工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

- 2 前項の中間確認の結果、施工状況が本事業関連書類、及び実施設計図書の内容に客観的に適合しないことが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、第1項の中間確認の実施を理由として、工事の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

第3節 完成検査

(完成検査及び成果品の提出)

第29条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知するとともに、速やかに建設業務に関する成果品のうち甲が指定するものを、甲に提出する。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、第2項の検査に合格したときは、甲の指示に従い、直ちに施設を甲に引き渡さなければならない。
- 5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は改造して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補又は改造の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。
- 6 甲は、第2項に規定する完成検査を行ったことを理由として、設計、施工、工事監理その他この契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 7 乙は、第4項による施設の引き渡し完了後、速やかに、建設業務に関する成果品及び工事監理業務に関する成果品のうち未提出のものを甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

(部分使用)

第30条 甲は、前条の完成検査の完了前であっても、必要とする場合には、施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用し、又は甲が承諾する第三者に使用させることができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により甲又は甲の承諾を受けた第三者が施設の全部又は一部を使用したことによって乙に追加費用又は損害が発生したときは、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担しなければならない。この場合において、乙は当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

第4節 工事期間の変更等

(工事期間の変更)

第31条 甲が乙に対して工事期間の変更を請求した場合又は乙が不可抗力若しくは乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間内に工事を完成できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙はその当否について協議を行い、工事期間を変更する場合は、甲が乙に対し、新たな工事期間を通知する。

2 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、工事期間内に工事を完成できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の当否を定め、工事期間を変更する場合は、甲が乙に対し、新たな工事期間を通知する。

(工事期間の延長変更による費用等の負担)

第32条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第1項に基づいて工事期間を延長変更した場合、当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により、前条第2項に基づいて、甲が、工事期間の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。

3 不可抗力、法令等変更又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、工事期間が変更された場合の追加費用又は損害の負担は、第7章の定めに従うものとする。

(履行遅延による費用等の負担及び違約金)

第33条 甲の責めに帰すべき事由によって、工事期間内に工事が完成しないとき、当該遅延に伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって、工事期間内に工事が完成しないとき、乙は、甲に対し、工事期間（第31条に基づき工事期間の変更がなされた場合には、変更後の工事期間）の末日の翌日から実際に工事が完成した日までの期間（ただし、乙の責めに帰すことができない事由により工事の完成が遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。）について、委託料のうち建設業務費及び工事監理業務費の合計額につき、遅延日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として請求するものとする。ただし、甲が、第48条の規定により、施設の一部の引き渡しを受けたときは、その部分に対する建設業務費を控除して、延滞違約金を計算する。

3 乙は、前項による工事完成の遅延により、甲に追加費用又は損害が生じた場合であって、当該追加費用又は損害の額が前項の延滞違約金額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求することができる。

(工事の一時中止)

第34条 甲は、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により、工事の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、工事期間を延長変更することができる。

3 前項の工事期間の変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害の負担は、当該工事の中止の原因により、第32条の規定を適用する。

(不可抗力による損害)

第35条 施設の引き渡し前に、不可抗力により、施設、仮設物又は事業実施場所に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第72条第1項の規定により付さ

れた保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第28条の規定による中間確認、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち建設業務費の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号の定めるところにより、算定する。
 - (1) 施設に関する損害 損害を受けた部分に相応する建設業務費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する建設業務費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における当該工事に係る施設に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「建設業務費の100分の1を超える額」とあるのは「建設業務費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約不適合責任)

第36条 甲は、引き渡された施設が、本事業関連書類、実施設計図書その他甲乙間の合意内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、施設の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することがで

きない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第37条 甲は、引き渡された施設に関し、引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失（第10条及び第23条の第三者の故意または重過失を含む。）により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 引き渡された施設の契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指図が不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第4章 契約保証金等

(契約保証金等)

第38条 乙はこの契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、第39条の委託料の100分の10以上としなければならない。
- 4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、施設が検査に合格し、かつ引き渡しを受けたのちに、第1項第1号の契約

保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

第5章 委託料の支払

(委託料の金額)

第39条 本事業に係る委託料は、金●円（消費税及び地方消費税込み）としその内訳は以下のとおりとする。

設計業務費	金●円（消費税及び地方消費税込み）
建設業務費	金●円（消費税及び地方消費税込み）
工事監理業務費	金●円（消費税及び地方消費税込み）

(賃金又は物価の変動に基づく建設業務費の変更)

第40条 甲又は乙は、この契約の締結日から工事期間の終了日までの間で、この契約の締結日（甲乙間で、賃金又は物価の変動を考慮して建設業務費を変更することを合意した場合は、当該合意の成立日（複数の合意がある場合は、最終の合意の成立日）とする。以下この条において同じ。）から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により前条の建設業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して建設業務費の金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、残工事の工事期間が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残建設業務費（建設業務費から当該請求時の出来形部分に相応する建設業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残建設業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残建設業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残建設業務費の1000分の15を越える額につき、建設業務費の金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残建設業務費及び変動後残建設業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により建設業務費の金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約の締結日」とあるのは「直前の本条に基づく建設業務費の金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因によりこの契約の締結日以後に主要な工事材料の日本国内における価

格に著しい変動を生じ、建設業務費の金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、建設業務費の金額の変更を請求することができる。

- 7 予期することのできない特別の事情により、この契約の締結日以後に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務費の金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、建設業務費の金額の変更を請求することができる。
- 8 第6項及び前項の場合において、建設業務費の金額の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(設計業務費の支払)

第41条 甲は、第13条第4項により実施設計図書の引き渡し完了した後に、乙から所定の手続きに従って設計業務費の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に乙に支払わなければならない。ただし、第43条による前金払及び第47条による部分払があるときは、その金額を除く。

(建設業務費及び工事監理業務費の支払)

第42条 甲は、工事が第29条の完成検査に合格し、かつ、甲における使用を可能な状態としたうえで施設の引き渡しを受けた後に、乙から、所定の手続きに従って建設業務費及び工事監理業務費の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に乙に支払わなければならない。ただし、次条による前金払及び第47条による部分払があるときは、その金額を除く。

(前金払)

- 第43条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、工事期間の末日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、前金払を請求することができる。ただし、その額は、委託料のうち、建設業務費につき4割以内、設計業務費及び工事監理業務費につき3割以内とする。
- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14

日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

- 4 乙は、第1項の規定により前金払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工事期間の末日を保証期限とする保証契約を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、建設業務費につき中間前金払を請求することができる。ただし、その額は、建設業務費の2割以内とする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、第47条による部分払または第48条の規定による建設業務費の支払を請求した後であっては、前項の中間前金払を請求することができない。
- 6 乙は、第4項の中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該請求の結果を乙に通知しなければならない。
- 7 前6項の規定により前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後において、委託料の金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金（中間前払金を含む。第45条を除き、以下同じ。）の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

（保証契約の変更）

- 第44条 乙は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
 - 3 乙は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 乙は、前払金額の変更を伴わない工事期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第45条 乙は前払金及び中間前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

- (1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

- (2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 工事 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費並びに現場監理費及び一般管理費等のうちに工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。なお、工事の現場監理費及び一般管理費等のうち工事の施工に要する費用に係る支払に充当するについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

(保証契約の解除)

第46条 甲は、保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(部分払)

第47条 甲は、次の各号に掲げる業務について、各業務の完了前に、設計業務の既に完了した部分（以下「既済部分」という。）並びに建設業務及び工事監理業務の出来形部分につき、それぞれ当該各号に定める金額（以下「出来高額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより、部分払をすることができる。

- (1) 設計業務 既済部分に相応する設計業務費相当額
- (2) 建設業務 出来形部分につき工事内訳書の単価に基づいて計算した建設業務費相当額
- (3) 工事監理業務 出来形部分に相応する工事監理業務費相当額
- 2 乙は、中間前金払を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既済部分又は出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。
- 4 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合、第1項第1号の設計業務費

相当額及び第1項第3号の工事監理業務費相当額は、甲乙の協議により定める。ただし、甲が第5項の通知にあわせて協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 出来高額 × (9/10 - 前払金額 / 委託料)

- 7 乙は第5項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 8 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第7項中「設計業務費相当額」とあるのは「設計業務費相当額から既に部分払の対象となった設計業務費相当額を控除した額」と、「建設業務費相当額」とあるのは「建設業務費相当額から既に部分払の対象となった建設業務費相当額を控除した額」と、「工事監理業務費相当額」とあるのは「工事監理業務費相当額から既に部分払の対象となった工事監理業務費相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第48条 施設について、甲が工事の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第29条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「施設」とあるのは「指定部分に係る施設」と、第42条中「建設業務費及び工事監理業務費」とあるのは「部分引渡しに係る建設業務費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第49条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、下表左欄のとおりとする。

- 2 各会計年度の出来高予定額は、下表右欄のとおりとする。
- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

支払限度額		出来高予定額	
年度	円	年度	円
年度	円	年度	円

年度	円	年度	円
----	---	----	---

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第50条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第43条及び第44条の規定を準用する。この場合において、「前払金」とあるのは「各会計年度に係る前払金」と、「工事期間の末日」とあるのは「工事期間の末日（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、第49条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と「設計業務費」とあるのは「当該会計年度の設計業務に係る出来高予定額（ただし、第49条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これのうち設計業務に係る額を控除した額）」と、「建設業務費」とあるのは「当該会計年度の建設業務に係る出来高予定額（ただし、第49条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これのうち建設業務に係る額を控除した額）」と、「工事監理費」とあるのは「当該会計年度の工事監理業務に係る出来高予定額（ただし、第49条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これのうち工事監理業務に係る額を控除した額）」と読み替えるものとする。この場合において、甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うことができる。

- 2 前項の場合において、乙は各会計年度において中間前金払を請求することができる。ただし、当該会計年度において、部分払（第49条第3項に規定する出来高超過額の支払を除く。）を請求した後にあっては、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、乙は甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に前金払を請求することはできない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、乙は出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払を請求することができない。
- 5 前項に規定する場合においては、当該出来高額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第44条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第51条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第47条の規定を準用する。この場

合において、「前払金」とあるのは「当該会計年度に係る前払金額」と、「委託料」とあるのは「当該年度の出来高予定額（ただし、第51条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と、「設計業務費」とあるのは「当該会計年度の設計業務に係る出来高予定額（ただし、第51条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これのうち設計業務に係る額を控除した額）」と、「建設業務費」とあるのは「当該会計年度の建設業務に係る出来高予定額（ただし、第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これのうち建設業務に係る額を控除した額）」と「工事監理業務費」とあるのは「当該会計年度の工事監理業務に係る出来高予定額（ただし、第51条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これのうち工事監理業務に係る額を控除した額）」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額に達したときは、乙は中間前金払を請求した後であっても、当該会計年度において部分払を請求することができる。
- 3 第1項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えたときは、乙は翌会計年度の当初に当該超過額を部分払として請求することができる（この規定による部分払の額を以下「出来高超過額」という。）。
- 4 第1項及び第3項の場合において、乙は甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

第6章 契約の解除（不可抗力等によるものを除く）と不正行為に対する措置

（甲による契約解除）

第52条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第67条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、設計業務、建設業務又は工事監理業務に着手すべき各期日を過ぎても当該業務に着手しないとき。
- (4) 工事期間内に工事が完成しないとき又は工事期間の経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条第1項の管理技術者（設計）、第20条1項1号の現場代理人、又は第

21条第2項の管理技術者（工事監理）を設置しなかったとき。

(6) 正当な理由なく、第36条第1項（第13条第6項により準用される場合を含む。）の履行の追完がなされないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第67条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第67条第5項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) 施設を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された施設に契約不適合がある場合において、その不適合が施設を撤去した上で再び施工しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 乙が施設の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないとき。

(9) 第58条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(11) 乙が、本事業に着手すべき期日を過ぎても本事業に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。

(12) 乙の責めに帰すべき事由により、工事期間内に工事が完成せず、かつ、工事期間の経過後相当の期間内に工事が完成する見込みがないと認められるとき。

(13) 乙が、是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。

(14) その他乙がこの契約又はこの契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 3 施設が甲に引き渡される前に前2項の規定に基づきこの契約が全部若しくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。
- 4 施設が甲に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づきこの契約が全部若しくは一部解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の全部又は一部につき、この契約の解除時における現状での引き渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は解除に係る事業実施場所のうち当該部分を解除時における現状のまま、甲に返還する。
- 5 前項の場合、施設の出来形部分で甲が承認したものは甲の所有とし、甲はこれに相応する委託料を乙に支払うものとする。ただし、第43条による前金払及び第47条による部分払があるときは、その金額を除く。
- 6 第43条の前払金が引き渡し済みの施設の出来形部分に対応する委託料（第47条の部分払があるときは、その金額を控除した後の金額）を上回るときは、乙は甲に対し、解除後速やかに、その上回る額を返還しなければならない。
- 7 施設が甲に引き渡された後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他の不正行為に対する措置）

第53条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第39条の委託料（契約締結後、委託料を変更した場合は、変更後の委託料とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。施設が完成した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとき。

- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による委託料の10分の1に相当する額のほか、当該委託料の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
- 6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（暴力団等の排除に関する措置）

第54条 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
 - (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
 - (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前項各号の一に該当する事実が明らかになったときは、この契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に第39条の委託料（契約締結後、委託料を変更した場合は、変更後の委託料とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、甲に支払わなければならない。
 - 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
 - 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
 - 6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（適正な賃金の支払に関する措置）

第55条 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、乙が本事業の業務遂行のために使用する下請負人と工事に係る請負契約を締結する場合及び再受託者と業務に係る業務委託契約を締結する場合においては、前項から次項までの規定の趣旨に即した契約を締結しなければならない。

3 甲は、乙が本事業の業務遂行のために使用する下請負人や再受託者がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

4 第1項の規定に基づきこの契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に第39条の委託料（契約締結後、委託料を変更した場合は、変更後の委託料とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。

5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（乙の社会保険加入義務）

第56条 乙は、次の各号に掲げる届出をしていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 甲は、乙が前項各号に掲げる届出をしていないときはこの契約を解除することができる。

3 乙は、乙が第1項各号に掲げる届出をしていない場合は、甲の請求に基づき、第39条の委託料（契約締結後、委託料を変更した場合は、変更後の委託料とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、乙とこの契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合を除く。

4 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過

した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(下請負人の社会保険加入義務)

第57条 乙は、前条第1項各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請負人とさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険未加入建設業者を下請負人とさせることができる。

(1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前条第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合

3 甲は、乙が社会保険未加入建設業者と直接下請契約を締結したときはこの契約を解除することができる。ただし、前項に規定する場合を除く。

4 前項の規定に基づきこの契約を解除した場合、乙は、甲の請求に基づき、第39条の委託料（契約締結後、委託料を変更した場合は、変更後の委託料とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲の指定する期間内に甲に支払わせなければならない。

5 乙は、次の各号に掲げる場合は、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

らない。

- (1) 社会保険未加入建設業者が第2項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定によりこの契約を解除した場合を除く。） 乙が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - (2) 社会保険未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。） 当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- 6 乙が第4項及び前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 7 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（乙による契約解除）

- 第58条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めてこの契約を解除する旨の通知を行い、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に従い計算した額（1年を365日として日割り計算）を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。
- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、この契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙から催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めてこの契約を解除する旨の通知を行い、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - 3 第1項及び前項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第1項及び前項の規定による契約の解除をすることができない。
 - 4 施設が甲に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づきこの契約が解除さ

れた場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 5 施設が甲に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の全部又は一部をこの契約の解除時における現状での引き渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所の当該部分を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第52条第5項及び第6項を準用する。
- 6 第1項又は第2項に基づきこの契約が全部解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲に申し出たときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。
- 7 施設が甲に引き渡された後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(任意解除権の留保)

第59条 甲は、理由の如何を問わず、180日以上前に乙に対して通知したうえで、この契約を解除することができる。

- 2 施設が甲に引き渡される前に、前項の規定に基づきこの契約が解除された場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。また、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 施設が甲に引き渡される前に、第1項の規定に基づきこの契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状で全部又は一部についての引き渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所の当該部分を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第52条第5項及び第6項を準用する。

(解除に伴う措置)

第60条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第38条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は違約金として甲に帰属するものとする。ただし、同条第

1 項のただし書の規定により同項の保証又はこれに代わる担保を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として第 52 条 5 項の規定による支払額から控除し又は乙に対し請求できる。

- (1) 第 52 条の規定によりこの契約を解除した場合
 - (2) 第 53 条第 5 項、第 54 条第 2 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 2 項又は第 57 条第 3 項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (3) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき理由によって乙の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げるものがこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 7 章 不可抗力等による契約内容の変更・解除

(不可抗力等による契約内容の変更等)

第 61 条 甲及び乙は、この契約の締結日以後に発生した不可抗力又は法令等の変更(以下「不可抗力等」という。)により、この契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、履行不能となった範囲で当該義務の履行義務を免れるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の場合、直ちに相手方に対し、履行不能となった義務の内容及びその理由の詳細を通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力等により契約どおりに履行できなくなった義務について、義務内容の変更につき速やかに協議を行うものとする。
- 4 前項の内容の変更につき、第 2 項の通知の日から 60 日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が不可抗力等に対する対応方法を決定して乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力等による追加費用の負担)

第62条 不可抗力等によって、乙に追加費用（第35条の損害及び乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の追加費用及び前条に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち、合理的な範囲のものについては、引き渡し未了の工事に対応する建設業務費の100分の1に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が第72条に基づき付保した保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用の額から控除する。
- 3 前項に基づき甲が負担する追加費用の額及び負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に提出するものとする。

（事由の複合による追加費用又は損害の負担）

第63条 この契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更を与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める甲及び乙の負担割合を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

（不可抗力等に基づく解除）

第64条 不可抗力等により甲又は乙のこの契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、甲は、乙と協議のうえ、この契約の一部又は全部を解除することができる。

- 2 施設が甲に引き渡される前に、前項の規定に基づきこの契約が解除された場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえで、甲に返還する。
- 3 施設が甲に引き渡される前に、第1項の規定に基づきこの契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の全部又は一部につき解除時における現状での引き渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所の当該部分を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第52条第5項及び第6項を準用する。

第8章 その他

(協議等)

第65条 甲及び乙は、必要と認める場合は、この契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成、保管し、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

(公租公課の負担)

第66条 この契約及びこの契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲は、第39条に定める委託料に対する消費税及び地方消費税（各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。

(契約上の地位等の譲渡)

第67条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、この契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 乙は、この契約の契約期間中において甲に事前に書面で承諾を得なければ、乙の組織、代表者、役員、又は株主等の変更又は合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。
- 3 この契約が契約期間中に終了し、甲が引き続き対価等の支払いをする場合において、乙を存続させておくことができない事情が発生したときは、甲は、それを拒む合理的理由がない限り、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主又は融資機関に譲渡することを承諾するものとする。
- 4 乙は、施設のうち第47条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 乙は、前項の規定により、第1項の承諾を受けた場合は、委託料請求権の譲渡により得た資金をこの契約による業務の遂行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(秘密保持)

第68条 乙は、この契約の履行に関し甲から開示を受けた全ての情報のうち、次の各

号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 甲から開示を受ける以前に既に乙が自ら保有していた情報
 - (3) 甲がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 甲から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 甲から開示を受けた後事業者の責めによらないで公知となった情報
- 2 甲は、この契約で定める義務の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 乙から、この契約に基づく業務の一部の委託を受けた者又はその者から更に委託を受けた者による第1項及び前項の違反は、乙による違反とみなす。
- 4 乙は、以下に定める場合には、合理的な範囲で第三者に秘密情報を開示することができる。
- (1) 委託先等への見積依頼や契約の締結を行う場合（但し、本条と同等の秘密保持義務を課すことを要する。）
 - (2) 乙が裁判所により開示が命ぜられた場合又は法令若しくは金融商品取引所の定める規則等に基づき開示が求められる場合
 - (3) 乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に関連して融資等を行う金融機関等に対し、本条と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
 - (4) 乙若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含む。以下同じ。）第8条に定義される関係会社をいう。本条において、以下同じ。）の役員若しくは従業員、又は乙若しくはその関係会社と委任関係にある前号以外の弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う外部の専門家に対し、本事業の推進のために合理的に必要な限度で開示する場合（但し、法令上守秘義務を負わない場合には、本条と同等の秘密保持義務を課すことを要する。）
- 5 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

（著作権等）

第69条 乙は、本事業の推進に関して乙から甲に提出される書類等（実施設計図書を含むがこれに限らない。以下本条において同じとする。）が著作権法（昭和45年第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著

著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。)のうち乙に帰属するもの(著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く。)を当該書類等の引き渡し時に甲に譲渡する。

- 2 乙は、本事業の推進に関して甲と共同して作成した書類等が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権等のうち乙に帰属する持分(著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く。)を当該書類等の作成と同時に甲に譲渡する。
- 3 前 2 項の場合において、乙は、著作物について、甲、甲より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しない。
- 4 乙は、甲に対し、著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証し、万一、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。
- 5 前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。
- 6 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権等は甲に属することを認める。
- 7 前項にかかわらず、乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の甲の著作権となる書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。
- 8 甲及び乙はこの契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

(意匠の実施の承諾等)

- 第70条 乙は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、甲に対し、その成果物によって表現される建築物ないし施設等に係る意匠の実施を承諾するものとする。
- 2 前項の場合、乙は、甲に対し、当該意匠の実施に関する対価を請求しない。
 - 3 乙は、本事業に関して取得する意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利の一切を甲に無償で譲渡するものとする。

(特許権等)

- 第71条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、その使用に関する一切の

責任を負わなければならない、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。ただし、上記使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。なお、上記使用に要する費用は、第39条の委託料に含まれるものとし、乙は追加の費用を甲に請求することはできないものとする。

- 2 前項本文の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。

(付保すべき保険等)

第72条 乙は、施設及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を別途甲乙協議に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、施設及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(遅延損害金)

第73条 甲及び乙が、この契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第14条及び第8条第1項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

(損害賠償請求)

第74条 甲は、この契約書の各条項に定めるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工事期間内に工事が完成しないとき。
- (2) 実施設計図書又は施設に契約不適合があるとき。
- (3) 第52条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 第53条第5項、第54条第2項、第55条第1項、第56条第2項又は第57条第3項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第60条第1項により、乙が違約金の支払い義務を負う場合において、前項の損害が当該違約金額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求することができる。
- 3 第53条第1項及び第3項、第54条第3項、第55条第4項、第56条第3項並びに第57条第4項及び第5項に規定する違約罰は、第1項による損害賠償額の予定又はその一部に含まれない。
- 4 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第58条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第9章 雑則

(請求、通知等の様式等)

- 第75条 この契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指示、指導、催告、要請、回答、契約終了告知、解除又は解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。
- 2 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条。その後の改正を含む。）の定めに従う。
 - 4 この契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。
 - 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(準拠法)

第76条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第77条 この契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項等)

第78条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 定義集

- (1) A工事 再開発ビル施工者が実施する、神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業による再開発ビルの施工をいう。
- (2) 許認可等 本事業の遂行に必要な許可、認可、登録、届出、第三者認証及び資格等をいう。
- (3) 建設業務に関する成果品 要求水準書の【別添5】成果品リスト「(3)建設業務に関する成果品・提出物」に記載の成果品をいう。
- (4) 工事 この契約に基づき実施されるすべての工事を個別に又は総称していう。
- (5) 工事監理業務報告書 要求水準書第2-3(2)に定める工事監理業務報告書をいう。
- (6) 工事監理業務に関する成果品 要求水準書の【別添5】成果品リスト「(2)工事監理業務に関する成果品・提出物」に記載の成果品をいう。
- (7) 工事期間 第17条第2項の工事期間をいう。
- (8) 再開発ビル 神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業により整備される再開発ビルをいう。
- (9) 再開発ビル施工者 神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の施工者である雲井通5丁目再開発株式会社をいう。
- (10) 参考基準等 要求水準書の【参考1】適用法令及び適用基準等リスト「4 その他参考にすべき基準等」に記載の基準・仕様書等をいう。
- (11) 事業実施場所 本事業を実施する第4条に定める場所をいう。
- (12) 技術提案書 乙が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (13) 施設 本事業において事業実施場所に整備されるホール及び図書館をいう。
- (14) 質疑回答書 入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し公表された、令和6年10月21日付「入札説明書等に関する質問回答」、及び令和6年11月6日付「入札説明書等に関する質問回答」をいう。
- (15) 施工計画書 要求水準書第2-4(1)に定める総合施工計画書及び各工種の施工計画書をいう。
- (16) 設計業務計画書 要求水準書第2-2(1)に定める設計業務計画書をいう。
- (17) 実施設計図書 要求水準書の【別添5】成果品リスト「(1)設計業務に関する成果品・提出物」に記載の成果品をいう。
- (18) 適用基準等 要求水準書の【参考1】適用法令及び適用基準等リスト「3 準拠すべき基準等」に記載の基準・指針等をいう。
- (19) 入札説明書 本事業に関する入札説明書（公表後の変更を含む。）をいう。
- (20) 入札説明書等 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、その他これ

らに関して甲が追加で提示する資料をいう。

(21) 不可抗力 この契約の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるものであって以下のいずれか1つ以上に該当する事象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

(i) 異常気象（暴風、落雷、豪雨、強風、ハリケーン、台風、サイクロン、異常熱波又は異常寒波であって、これらが事業実施場所又は周辺において通常また定期的に発生するものよりも過酷であるものをいう。）

(ii) 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避かつ予見不能な自然災害であって、事業実施場に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）

(iii) 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、反乱、テロ行為又は戦争行為をいう。これらの場合における神戸市等による事業実施場の使用を含む。）

(iv) 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）

(v) 放射能汚染

(22) 法令等 条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。

(23) 本事業関連書類 入札説明書等、質疑回答書及び技術提案書を総称していう。

(24) 要求水準書 本事業に関する要求水準書（別添資料を含む。また、公表後の変更を含む。）をいう。